

「介護サービス情報の公表制度について」

～平成21年度情報公表計画の概要など～

1 利用者のための情報の公表制度

(1)介護保険制度の基本理念と情報の公表

- ・「利用者本位」、「利用者による選択」を支援する制度

(2)情報の公表制度と第三者評価制度との関係

- ・情報公表制度と第三者評価制度のスタンスの違い
- ・情報公表、第三者評価、指導監査、それぞれが役割を果たすことでサービスの質の向上が期待される。

2 平成21年度情報公表計画

(1)報告、調査等の期間

- ・報告期間 平成21年9月1日～22年5月20日

- ・調査期間 平成21年10月1日～22年6月30日

※ただし、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、別途調査計画を策定する。

(2)対象サービスの追加・同類型サービスの組合せ

- ・平成21年度から認知症対応型共同生活介護等15サービス（細分ベース）が追加され、本格施行となった。

①訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護

②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

③訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護

④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

⑤通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護

⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護

⑦特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）

⑧特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）

⑨特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）

合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)

- ⑩福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬居宅介護支援
- ⑭介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
 - ※ 二重下線部が平成21年度追加サービス
 - ※※介護予防支援、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）は制度の対象外

(3)外部評価制度と情報公表制度の関係

- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護について、外部評価制度と共に情報公表制度の対象となった。
- ・両制度が義務化された事業所の負担等を考慮して、事業所が両制度の同一日調査を希望する場合には、それに応えうる仕組みづくりを行なっているところ。
- ・具体的には、外部評価機関が情報公表制度の調査機関も兼ねるよう、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の調査機関を募集中である。

(4)訪問調査体制の効率化・調査方法の簡素化

- ・調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、調査員1名以上とする。
- ・マニュアルや規程の有無の確認については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降はあらためて現物の確認は行なわない。

(5)調査手数料の改定

公表手数料	8,000円⇒	8,000円（据置き）
調査手数料	35,000円⇒	<u>25,000円</u>
合計	43,000円⇒	<u>33,000円</u>

(6)今後のスケジュール（予定）

- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護について、調査計画策定・・・平成21年10月予定
- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護について、訪問調査実施・・・平成22年1月～6月予定